

無料講習

労災保険実務講習会

～労災保険の障害(補償)給付、

労災保険法施行規則 別表第一障害等級表を解説～

主催：渋谷労働基準協会

(一社)新宿労働基準協会

(一社)池袋労働基準協会

労災保険は、業務災害・通勤災害の傷病が治癒した後、障害が残ったときに障害(補償)給付を支給します。第1級から第7級の重い障害には年金が支給され、第8級から第14級までの比較的軽い障害には一時金が支給されます。

本年度2回に分けて、障害等級がどのように定められているのか解説いたします。

日時	令和5年6月23日(金) 15:00～16:30		
場所	渋谷区立商工会館 2F 大研修室 (裏面地図参照) 渋谷区渋谷1-12-5 Tel(3406)7641		
内容	■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■ ◆ 障害等級表 ◆ 障害等級認定基準 ◆ 眼の障害等級 ◆ 耳・口の障害等級 ◆ 上肢・下肢の障害等級 ◆ 神経系統の機能障害及び精神の障害		
講師	渋谷労働基準監督署 担当官		
受講料	無料	定員	60名
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、Faxでお申し込みください。 (一社)新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号 TEL: 3366-4737 FAX: 3366-8865		
その他	この講習は、渋谷労働基準監督署にご協力をいただき開催いたします。		

労災保険実務講習会申込書 兼 受講票

令和5年6月23日(金) 15:00~16:30

◆参加費 無 料

会員の別	○を付けてください。 渋谷・新宿・池袋・会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
連絡担当者	部署 氏名		
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	

FAX 番号：3366-8865 (新宿労働基準協会)

注：◆本受講票を当日受付に提出してください。

◆個人情報、本研修のため以外に使用することはありません。

◆発熱等の症状がある方は、受講をご遠慮ください。

渋谷区立商工会館
2階大研修室
渋谷区渋谷1-12-5

受付日
月 日

